

(参考) 今冬のインフルエンザワクチンの優先的接種の呼びかけ
Q & Aについて

Q 1. 季節性インフルエンザワクチンは供給不足なのでしょうか。

- 2020/2021 シーズンのインフルエンザワクチンの供給については、4 価ワクチンに変更された平成 27 年度以降で最大の供給量となる約 3,178 万本（成人で 1 回接種の場合、約 6,356 万人分）を確保できる見込みで、これは統計のある平成 8 年以降、最大だった昨年度の使用量（約 2,825 万本）と比較して、約 12%多い量になります。
- 厚生労働省では、できるだけ多くの方がインフルエンザワクチンを接種できるよう、インフルエンザワクチンの供給量を確保するとともに、効率的なワクチン接種を推進していきます。

Q 2 インフルエンザワクチン接種の呼びかけ対象者以外の方は、ワクチンを接種してはいけないのでしょうか。

- 呼びかけの対象者以外の方がインフルエンザワクチン接種を希望する場合、接種を妨げるものではありません。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が懸念されるなか、インフルエンザワクチンの需要が高まる可能性があることから、定期接種対象者に加え、医療従事者、65 歳未満の基礎疾患を有する者、妊婦、乳幼児（生後 6 ヶ月以上）から小学校低学年（2 年生）までの方々に、希望される方々に接種の機会が行き届くよう、接種時期のご協力をお願いします。

Q 3 呼びかけ対象者は必ずインフルエンザワクチン接種しないとイケないのでしょうか。

- インフルエンザワクチン接種の呼びかけを受けて、必ず接種しなければならないものではありません。
- インフルエンザワクチンの接種によって、インフルエンザの重症化を予防する効果や発症をある程度抑える効果が期待できる一方、健康状態等によっては副反応などが生じる場合もありますので、かかりつけ医などと相談しつつ、接種を検討いただくようお願いいたします。

Q 4 呼びかけの対象者となる医療従事者や基礎疾患の定義は何でしょうか。

- 今回の呼びかけは、日本感染症学会の提言等を踏まえて、定期接種対象者に加えて、医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する者、妊婦、乳幼児（生後6ヶ月以上）から小学校低学年（2年生）までの方々を対象に、希望される方に接種の機会が行き届くよう、呼びかけを行うものです。
- 呼びかけを行う方以外のワクチンの接種を妨げるものではないことから、厳密な定義を設けることは考えておりません。かかりつけ医などとも相談しつつ、各自でご判断いただくようお願いいたします。